

クリーニング師研修 業務従事者講習を受講しましょう！

○クリーニング所の事業者の方は、お店（工場）で働くクリーニング師や従事者に研修や講習を受けさせる義務があります。

（クリーニング業法第8条の2、3）

クリーニング師研修は

業務に従事した後1年以内に、その後は3年ごとに受けましょう。

業務従事者講習は

クリーニング所（取次所を含む）開設後1年以内に、従事者数の5分の1の人数の方が、その後は、3年ごとにその人数の方が受けましょう。

*端数は1人として計算します。

例) 従事者数が1~5人のお店では1人が受講します。

埼玉県マスコット「コバトン」



クリーニング所で働く従業員には、衛生水準の維持向上はもちろん、最新知識の習得や技能の向上が求められています。

☆ 埼玉県では、(公財)全国生活衛生営業指導センターが実施する研修や講習会を、クリーニング業法に基づく研修等として指定しています。

☆ これらの研修等は、毎年開催場所を変えて実施されますので、受講対象となる地区に所在するクリーニング所の事業者の皆様には、該当する従業員を必ず受講させるようお願いいたします。

研修・講習に関する問合せ先

(公財)埼玉県生活衛生営業指導センター
さいたま市浦和区高砂4-4-17

電話：048-863-1873



埼玉県保健医療部生活衛生課

電話番号 048-830-3613

彩の国



埼玉県